

商店街共同施設整備・補修・撤去事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 中小企業の振興を図るため、商店街団体が設置等を行う共同施設（以下「施設」という。）に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「商店街団体」とは、商業者等が地域的に組織した次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 商店街協同組合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他法人の商店街団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任意の商店街団体で市長が認めるもの

(補助の対象施設)

第3条 補助の対象となる施設は、次に掲げるもので、新設、改修、補修又は撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）を行うものとする。

- (1) アーケード
- (2) 防犯カメラ
- (3) 商店街街路灯
- (4) アーチ
- (5) 駐車場又は駐輪場
- (6) シンボルタワー等の文化的施設
- (7) 放送施設又はWi-Fi施設
- (8) カラー舗装
- (9) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の対象施設のうち、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 第2条第4号に該当するものが行う施設の新設
- (2) 過去5年以内において補助の対象となったもの（複数年度にわたる施設整備計画を市長が認めた場合を除く。）又は補助の対象となった施設の代替であると認められるもの
- (3) 横須賀市中小企業団体共同施設補助金交付要綱（昭和47年7月4日制定）の規定による補助の決定を受けているもの
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第

201号) 及びその他の関係法令に抵触するもの

(補助の要件)

第4条 前条の補助の対象施設は、補助金交付申請を行った年度に着工し、当該年度に完了するもの(複数年度にわたる施設整備計画を市長が認めた場合を除く。)でなければならない。

2 当該商店街団体が、補助の対象となる施設を対象とした保険に加入していること

(補助額)

第5条 補助額は、予算の範囲内において1商店街団体について、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じて、補助対象施設の工事費の総額に同表に定める補助率を乗じて得た額とする。

施設	補助率	限度額
アーケード、アーチ、駐車場又は駐輪場、シンボルタワー等の文化的施設、放送施設又はWi-Fi施設、カラー舗装、その他市長が適当と認めるもの	30パーセント	1,000万円
防犯カメラ	40パーセント	1,000万円
商店街街路灯	40パーセント	1,000万円 (1基につき15万円 (太陽光発電等の新エネルギーを活用したものを除く。))

2 前項の規定にかかわらず、撤去工事に係る補助額は、予算の範囲内において1商店街団体について、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じて、補助対象施設の撤去工事に係る費用に同表に定める補助率を乗じて得た額とする。

施 設	補 助 率	限 度 額
アーケード	50パーセント	500万円
商店街街路灯、アーチ、シンボルタワー等の文化的施設	50パーセント	250万円
駐車場又は駐輪場、放送施設又はW i - F i 施設、その他市長が適当と認めるもの	50パーセント	30万円

3 前2項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

4 第1項又は第2項の規定による補助額がこれら項の表の限度額を超えるときは、当該限度額をもって補助額とする。

(補助の制限)

第6条 国及び県の規定による補助を受けた場合における当該要綱による補助金額及び前条の規定により算出した補助金額の合計額が補助対象施設の工事費の50パーセントを超えるときは、前条の規定に加え、この要綱による補助金は、当該工事費の50パーセントを限度とする。ただし次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を限度とする。

(1) 撤去工事のうち、今後、当該施設一式を保有しなくなるもの 当該工事費の100パーセント

(2) 新設、改修、補修に係る工事のうち、第2条第1号から第3号までに該当する商店街団体が行うもの 当該工事費の75パーセント

(3) 前号のうち、太陽光発電システムに係るもの 当該工事費の85パーセント

(申請書の添付書類)

第7条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 見積書(2社以上のもの)、工事仕様書の写し及び配置図

(2) 道路占用許可書の写し(道路の占用許可が必要な工事に限る。)

(3) 建築許可書又は建築確認書の写し(建築許可又は建築確認が必要な工事に限る。)

(4) 横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)第7条第6項に規定

する協議終了通知書の写し（景観協議が必要な工事に限る。）

(5) 商店街団体会則

(6) 商店街団体会員名簿

(7) 当該商店街団体が、補助の対象となる施設を対象とした保険に加入していることを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、撤去工事にあつては、前項第2号から第4号まで、第6号及び第7号の書類の添付を要しない。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 次号に掲げる工事以外の工事

ア 契約書の写し

イ 支払領収書の写し

ウ 工事完成写真

エ 建築検査済証の写し（建築許可又は建築確認を受けていた場合に限る。）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 撤去工事

ア 契約書の写し

イ 支払領収書の写し

ウ 撤去の状況を確認できる写真

エ 道路の占用を廃止したことを届け出た書類の写し（道路の占用許可を受けていた場合に限る。）

オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、規則第10条の規定による実績報告書の提出があつた場合は、完了検査を行い、適正であることを確認したときに補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は3年とする。

2 前項の期間の始期は、前条の規定により届出の内容が適正であることを確認した日とする。

(届出の義務)

第11条 補助金を受けた商店街団体は、前条第1項に定める期間中に次に掲げるいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 施設が滅失し、又は効用を喪失する等重大な損傷を受けたとき。
- (2) 事務所を移転し、又は商店街団体の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (3) 当該商店街団体が合併し、又は解散したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和47年7月4日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

(旧要綱等の廃止)

- 2 横須賀市商店街共同施設補助金交付要綱（昭和43年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 横須賀市商店街共同施設補助金取扱要領（昭和46年8月21日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 横須賀市中心市街地整備計画地域等商店街共同施設補助金交付要綱（昭和62年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 商店街街路灯等撤去費補助金交付要綱（平成21年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。